

国立大学法人和歌山大学科学研究費助成事業間接経費取扱要領

制 定 平成13年9月25日

最終改正 平成29年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）に係る間接経費の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「間接経費」とは、科研費による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(2) 「補助事業者」とは、科研費の交付を受けた者で間接経費の配分を受けた者をいう。

(3) 削除

(間接経費の受入手続)

第3条 研究・社会連携課長は、科学研究費助成事業間接経費通知書（別紙様式1）を財務課長あて提出するものとする。

2 財務課長は、科学研究費助成事業間接経費通知書に基づき、間接経費の受入手続を行うものとする。

(間接経費の納付等)

第4条 削除

(間接経費の報告)

第5条 削除

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、間接経費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年9月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第131号）

この改正要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1219号）

この改正要領は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1376号）

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1664号）

この改正要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1973号）

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。

科学研究費補助金間接経費取扱要領

(別紙様式 1)

和大研第 号

年 月 日

財 務 課 長 殿

研究・社会連携課長

科学研究費助成事業間接経費通知書

標記について別紙のとおり通知しますので、受入手続方お願いします。

(別紙)

| 研究種目 | 研究代表者等 | | 課題番号 | 交付決定額 | | |
|------|--------|----|------|-------|------|---|
| | 所属部局 | 氏名 | | 直接経費 | 間接経費 | 計 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(別紙様式 2) 削除

(別紙様式 3) 削除

(別紙様式 4) 削除

(別紙様式 5) 削除